

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
5-(1)	建築基準法における1メガバscal未満の水素ガス貯蔵量制限の緩和	1メガバscal未満の圧力で貯蔵される水素ガスについて、建築基準法上「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」とみなす貯蔵量を、圧縮ガスと同等の水準（準住居地域：350立方メートル、商業地域：700立方メートル、準工業地域：3500立方メートル）とすべきである。	<p>1メガバscal未満の圧力の水素ガスが、一般的に建築基準法上の「可燃性ガス」として扱われる一方、1メガバscal以上の圧力の水素ガスは同法上の「圧縮ガス」として扱われている。なお、昭和28年5月2日国交省住指発162号に基づき、「圧縮ガス」は「可燃性ガス」とはみなされないこととなっている。</p> <p>また、建築基準法施行令において、「可燃性ガス」は「圧縮ガス」の10分の1の貯蔵量で、都市計画区域内での建設が制限される「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」と判断すると定められている。</p> <p>今後、1メガバscal未満の水素ガスを利用する燃料電池により電気や温水を供給するシステムが、マンションや商業施設等に導入されることが期待される。しかしながら、1メガバscal未満の水素ガスが「可燃性ガス」として貯蔵量を制限されることで、準住居地域や商業地域に立地する建築物には十分な量の水素ガスを貯蔵しておけない事態が想定される。</p> <p>そこで、1メガバscal未満の水素ガスについても、1メガバscal以上のものと同様、「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」とみなす貯蔵量の基準を、「圧縮ガス」並みとしていただきたい。</p> <p>基本的性状が同一である1メガバscal以上の水素ガスの貯蔵について、現行制度上特段の問題は発生していないことから、本要望のような規制緩和を実施しても、直ちに安全性が大きく低下することはないと考えられる。</p> <p>本要望に沿った規制緩和が実現すれば、水素ガスを利用したシステムが住宅や商業施設にも普及していき、水素社会の実現を促進することが期待される。</p>	建築基準法 第48条 建築基準法施行令 第116条、第130条の9
5-(2)	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域における地熱開発について、将来的に両地域における垂直掘削を一定の条件下で認めることも視野に、継続的に検討を行うべきである。	<p>我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。具体的には、第2種特別地域（農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域）、第3種特別地域（通常の農林漁業活動については規制のかからない地域）、普通地域（風景の保護を図る地域）での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。</p> <p>第1種特別地域（現在の景観を極力保護することが必要な地域）については、2015年10月に改正された環境省自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」のもと、公園区域外、第2種特別地域、第3種特別地域及び普通地域からの傾斜掘削が個別に判断して認められることになったが、技術的制約のため、他地域との境界から水平距離約1500mの範囲までしか開発が行えない。</p> <p>また、特別保護地区（特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区）における地熱開発は、全面的に禁止されている。</p> <p>このように、現時点においてもなお、地熱開発が可能な範囲は極めて限定的になっている。</p> <p>地熱資源は特別保護地区（30%）と第1種特別地域（11%）に集中して賦存しているといわれている。地熱発電開発を更に促すため、特別保護地区及び第1種特別地域においても、地表への影響が少ないものについては、個別判断のうえ垂直掘削が可能となるよう、規制緩和を検討すべきである。</p> <p>そのために、地熱開発に伴う環境影響について、実績に基づく科学的検証を加速し、さらなる規制緩和のあり方に関する議論を行う必要がある。</p> <p>今後、規制緩和により未活用の中熱資源の活用が可能となれば、再生可能エネルギーとしては数少ないベース電源として有望視されながら、現状国内では停滞気味の中熱資源の開発が各所で実現される。</p>	自然公園法第20条、第21条、第33条 環自国発第1510021号 「国立・国定公園における地熱開発の取扱いについて」
5-(3)	洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。	<p>洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概ね1～5年間程度が原則とされている。</p> <p>例えば浮体式洋上風力発電事業を実施する場合、FIT期間20年＋建設2年＋撤去0.5年と、長期にわたる海域の占用が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないため、資金調達に支障を来している。</p> <p>そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間（20年間超）にわたる占用を求めた際、各市町村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして周知し、これに合致する場合には積極的に占用を許可するよう自治体に配慮を求めべきである。併せて、一般海域の占用許可手続きが未整備の自治体に対しては、制度整備を呼びかけるべきである。</p> <p>ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」（2013年4月26日閣議決定）に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。</p> <p>本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50兆円規模の経済効果（浮体式洋上風力発電施設1基50億円×100基×100カ所＝50兆円）をもたらすと見込まれる。</p>	地方自治体の条例等

5-(4)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化（合理化ガイドラインの周知徹底）	「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（平成25年3月改訂環境省。以下「合理化ガイドライン」という。）の活用を促進するため、合理化ガイドラインの目的と対象について、関係自治体に対して周知徹底すべきである。	<p>合理化ガイドラインを適用し、効率的に環境アセスを実施することにより、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースが円滑に行うことができ、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費低減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待されるにもかかわらず、平成24年3月のガイドライン公表以降4年間以上が経過している現在でも、合理化ガイドラインが適用された事例はない。</p> <p>発電事業に伴う建設工事は長期間の大規模工事となるため、事業者はアセス手続きに臨む際には、アセス手続き期間を見通した上で、建設工事の計画を立てる必要があるため、合理化ガイドラインの適用による調査省略（最大1年間の期間短縮）についても、高い予見性が求められる。しかしながら、合理化ガイドラインが適用される計画にもかかわらず、国や自治体の審査により追加の調査等が求められるケースがあり、事業の予見性が立たない状態となっている。</p> <p>合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」については、合理化ガイドラインに基づく調査の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。</p> <p>環境省は合理化ガイドラインが策定された目的と対象について十分に関係自治体に周知徹底すべきである。</p> <p>事業者が合理化ガイドラインを積極的に活用することができるようになり、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースの円滑実施を通して、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費削減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待される。</p>	環境影響評価法、環境影響評価法施行令「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について（技術的助言）」（環政評発第121130301号）、発電所アセス省令
5-(5)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の配慮書手続きの簡素化（配慮書の送付のみによる手続期間短縮）	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化し、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続完了として、手続期間を短縮すべきである。	<p>環境影響評価法は、環境負荷を低減（温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等）させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。</p> <p>環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の地点等の複数案を検討することは現実的でないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。</p> <p>本来であれば、配慮書手続自体を省略するよう見直しを図って頂きたいところであるが、その場合は法改正を伴い、時間を要することから、先ずは運用面からの簡素化から進めていただきたい。</p> <p>具体的には、配慮書については経済産業大臣に送付することで手続きは完了とし、速やかに方法書の届出ができるよう、制度の運用を見直すべきであると考えます。</p> <p>これは、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」（2012年11月27日）に記載されたとおり、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」ための具体的方策となる。</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p>	環境影響評価法、環境影響評価法施行令「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について（技術的助言）」（環政評発第121130301号）、発電所アセス省令
5-(6)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化（意見聴取不要要件の明確化）	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。具体的には、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、配慮書手続上の努力義務とされている意見聴取が不要であることを、ガイドラインへの記載等の形で明文化すべきである。	<p>火力発電所をリプレースする際の環境影響評価のうち、配慮書手続については、2014年度の経団連要望「火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化」に対する政府回答のとおり、「環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。」とされている。</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースは、この「正当な理由」に該当すると考えられる。</p> <p>関係する行政機関等も含め、統一的な見解のもと手続きを進めていく観点から、配慮書段階における意見聴取が不要であることを明文化する必要がある。</p> <p>したがって、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（H25.3改訂）等にて、「環境負荷を低減させるような火力発電所リプレースについては、環境影響評価法第三条の七及び主務省令による意見を求めない正当な理由に該当することから、意見聴取は不要」であることを明確化していただきたい。</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p>	環境影響評価法、環境影響評価法施行令「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について（技術的助言）」（環政評発第121130301号）、発電所アセス省令

5-(7)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化（配慮書・方法書の省略）	これまでの火力発電所のリプレース事例における環境影響評価手続のうち、配慮書・方法書手続について検証を行い、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては配慮書・方法書手続の省略を可能とすることを視野に、アセス制度の合理化に向けた検討を開始すべきである。	<p>設備容量15万kW以上となる火力発電所のリプレースは、環境影響評価手続の対象となる（第二種事業は11.25万kW以上）。</p> <p>また、環境負荷が減少し、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る火力発電所リプレース（以下、改善リプレース）については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続の合理化に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。</p> <p>改善リプレースに際してのアセス手続の合理化は、迅速な事業遂行と環境負荷低減の観点からかねてより要望されてきた。しかし政府は、環境影響のおそれ等を理由に、一貫して手続の一部省略を否定し続けている。</p> <p>そこで、これまで蓄積してきた火力発電所のリプレース事例において配慮書・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、準備書以降の手続で補充・代替不能な決定的要素がなければ配慮書・方法書を省略する方向で、アセス手続の見直しに向けた検討を開始すべきである。</p> <p>なお、事業者としては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義は乏しいと判断している。</p> <p>◆配慮書手続：改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」（発電所アセス省令第5条）は想定されない。なお、2015年政府回答では「これまでに、火力発電所のリプレースに係る配慮書において『重大な影響を受けるおそれがある環境要素』がないとした事例はありません」とされているが、これは現時点で改善リプレースのアセス手続が完了した事例がないためである。</p> <p>◆方法書手続：ガイドラインのほか、発電所に係る環境影響評価の手引、改善リプレースの先行事例（現時点で方法書手続を終えている事例や今後のアセス事例）等により事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することが出来る。</p> <p>準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることが見込まれる。それによって、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リプレースをより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地球、地域環境の改善につながる。</p>	環境影響評価法、環境影響評価法施行令「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について（技術的助言）」（環政評発第121130301号）、発電所アセス省令
5-(8)	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた自治体の取り組み状況の公表	省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目等の一元化に対する各自治体の取り組み状況を取りまとめ、公表すべきである。	<p>省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。</p> <p>事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）」（2014年6月20日、経済産業省・環境省）による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。この改善に向け、引き続き届出の一元化を各自治体に呼びかけるべきである。</p> <p>併せて、国が一貫性のある形で、省エネ法上の届出と各自治体の温暖化防止条例上の届出の一元化に向けた取り組み状況について取りまとめ、公表すべきである。</p> <p>自治体ごとの取り組み状況が公表されることにより、文書の様式や記載項目の統一が進み、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化防止条例等
5-(9)	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた情報共有制度の整備	省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、事業者の事務負担を軽減する観点から、提出先の一元化に向け、政府・自治体間の情報共有制度を整備すべきである。	<p>省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。</p> <p>事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）」（2014年6月20日、経済産業省・環境省）による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式と提出先が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。国は、省エネ法に基づく定期報告をそのまま温暖化防止条例に基づく報告として扱えるようなシステムを整備するとともに、各自治体に対し、届出の書式と窓口の一元化を呼びかけるべきである。</p> <p>届出を一元化するシステムの基盤がつくられることで、各自治体による温暖化防止条例に基づく届出の書式と提出先の一元化に関する検討が進むことが期待される。</p> <p>文書の書式や提出窓口の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資する。</p>	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化防止条例等

5-(10)	省エネ法に基づく中長期計画書作成の効率化	<p>特定事業者が毎年度、主務大臣に提出する中長期的な計画（中長期計画）において記載を求められている「II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」、「IV 前年度計画書との比較」について、過去に提出された中長期計画の記載を分析し、可能な限り、自由記述以外の方式でも回答可能な様式とし、事業者の書類作成にかかる負担を軽減すべきである。</p> <p>例えば、政府が省エネ施策の種類（「未利用エネルギーの活用」、「高効率機器の導入」等の大分類、およびそれに対応する「太陽光発電の利用」、「照明の効率化」等の小分類）に応じた分類番号を示し、それを用いて回答できる箇所を増やすべきである。</p>	<p>(a)規制の現状 特定事業者は、毎年度、経済産業省の定めるところにしたがい、エネルギーの使用の合理化目標達成のための中長期計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(b)要望理由 特定事業者は、実務上、各事業所が記載した省エネ施策の内容を統合・合算して中長期計画書を作成しているが、現在の書式は自由記述欄が多く、各事業所が記載した取り組みを1件ずつ読み取ったうえで取りまとめる必要がある。そのため、取りまとめ作業の事務負担が極めて大きい。社内的に分類番号を付した書式を用いる場合でも、エネルギー管理指定工場である事業所はそれぞれが別途行政に中長期計画を提出するため、自由記述欄が多い所定の書式に転記を行う必要がある。これら記載内容の確認にも、事務作業が発生している。分類番号の利用等により、自由記述でない回答項目を増やすことで、事業者が計画書を作成する際の作業負担の軽減を図るべきである。過去、多くの事業者から届出が行われていることに鑑みれば、政府においてその内容を分析することで、省エネ施策を適切に類型化し、すべての業種の負担軽減に資する形で自由記述を減らすことは可能だと考える。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 特定事業者の中長期計画作成が効率化される。また、各事業所においても、計画書作成時に各省エネ施策についてどの程度詳しく記述すべきかの参考となる。加えて、所管官庁においても内容の集計・分析が効率的に行えることが期待される。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 第15条</p>
5-(11)	グループ会社単位での省エネ法定期報告の実現	<p>省エネ法で義務付けられる定期報告に関して、事業計画や生産計画をグループ全体として立てて、投資等の事業活動の配分を決定している企業体、あるいはグループ全体として省エネ計画を策定し組織的に推進している企業体については、「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位での報告も認めることとすべきである。</p> <p>本要望に対する2015年度政府回答では、「現行制度下においても、グループ会社全体での取り組みを『共同省エネルギー事業』や『その他事業者が実施した措置』として定期報告上で報告することができる」とされたが、本要望は、各グループ会社毎の報告に替えて、定期報告そのものをグループ会社全体で一括して合算の上、1つの報告主体として提出することを可能とさせていただきたい主旨であり、再考をお願いしたい。</p>	<p>現在、省エネ法上義務付けられる定期報告は、企業単位で報告することとなっている。他方で企業は、ホールディングス制の導入、あるいは従来の事業部門や生産部門の分社化等、グループ経営体制への移行を進めてきている。併せて企業活動のグローバル化が拡大しており、特にグローバル機関の調査やアンケートにおいては、連結でのパフォーマンスが重要視される傾向にある。このような背景のもと、グループ経営企業は、グループとしての全体最適の観点から事業計画の立案や各種施策の推進を行うとともに、環境報告やアンケートといった社内外への発信も、グループ連結の形を中心に行っている。</p> <p>そうした中において、企業を単位とする報告が求められる省エネ法の定期報告では、グループとしての全体最適を考慮して省エネに取り組む中から、グループ内の一企業の実績を取り出して報告している。そのため、拠点間に跨る生産効率化を行っているケースなど、必ずしも省エネ努力・成果の実態を正確に示せていない場合がある。</p> <p>目下、省エネルギー小委員会においても、エネルギー管理の単位について、グループ会社やサプライチェーン単位での取り組みを評価すべきとの方向で議論がなされているところである。その議論も踏まえつつ、エネルギー管理の実態にあった制度を構築していただきたい。</p> <p>グループ企業一体での報告が可能となれば、事業者がより効率的に省エネに取り組むことが可能となる。また、国も、より実態に即した省エネ成果・努力を把握できるようになるとともに、報告件数の減少により行政業務を効率化することができる。同時に、ベンチマーク制度等省エネ規制についても、グループ経営企業にとってよりフェアな評価システムとなることが期待できる。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則</p>
5-(12)	省エネ法 エネルギー原単位改善目標における生産設備負荷率低下への配慮	<p>今般、国内での生産量が減退傾向にある産業においては、生産設備の負荷率低下に伴って、エネルギー原単位の悪化圧力が強まると予想される。自然体での原単位悪化を省エネルギー活動で補っているものの、追加的な取り組みは限界に近づいており、将来的には、事業者における省エネ取り組みが高水準であっても、エネルギー原単位が改善できない状況となりうる。そのため、省エネ法における原単位改善目標の評価の際には、生産設備の負荷率低下に伴う原単位の悪化に配慮すべきである。</p>	<p>現行の省エネ法は、定期報告書の中で、エネルギー使用に係る原単位の対前年度比及び過去5年度間について、平均1%改善の努力目標を定めている。</p> <p>エネルギー原単位については、分母に密接な関係を持つ値として生産量を使用している産業が多いが、実際には生産量が減少した場合、一般的に、生産設備の負荷率が低下するため、生産量の減少ほどにはエネルギー消費が減少しない。</p> <p>今後、国内の生産量が減少すると見通される産業では、生産設備の負荷率が低下することになる。事業者は省エネ取り組みによる原単位改善努力を続けているが、追加的な省エネは限界に近づいている。将来的には、生産量の減少に伴う原単位の悪化が改善のペースを上回り、エネルギー原単位の改善が困難になる懸念がある。</p> <p>生産量減少局面にあっても事業者の省エネ取り組みを評価していく観点から、生産設備の負荷率低下に伴うエネルギー原単位の悪化については、省エネ取り組みの欠如が原因ではないものとして配慮していただきたい。</p> <p>省エネ法の目標が、生産減少時に必然的に発生する原単位悪化に配慮した形で評価されることで、より実態に即した事業者の省エネ努力を反映した、公平な制度の実現につながる。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成28年3月30日経済産業省告示第106号）</p>

5-(13)	外気冷房機能を有する空調設備設置部分床面積の容積率特例対象化	外気冷房機能を有する空調設備を、建築物省エネ法上の容積率特例の対象設備とすべきである。	<p>建築物省エネ法上、省エネ性能向上のための設備は、通常の建築物の床面積を超える部分について、容積率の計算から除いてよいこととされている（最大で建築物の延べ面積の10%まで不算入とできる）。</p> <p>上記容積率特例が適用される設備は、国交省告示272号（H28.2.1）において具体的に定められており、コージェネレーション設備等、7種類の設備が列挙されている。</p> <p>現状、「外気冷房機能を有する空調設備」は容積率特例の対象設備に含まれていない。</p> <p>外気冷房機能を有する空調設備は、通常の空調設備に比べて広い占有面積を要する。</p> <p>例えば空調面積330平方メートルに対して試算を行うと、外気冷房機能を有しない通常の空調設備の占有面積は0～4.3平方メートル程度（設備種類によって異なる）であるところ、外気冷房機能を有する空調設備の占有面積は11.6平方メートル程度（外気取り入れダクトを含む）となる。そのため、外気冷房機能を有する空調設備が容積率特例の対象となることで、省エネに貢献する同設備の導入が促進されると考えられる。</p> <p>従来、建物における冷暖房機能の省エネ性能向上は、冷温熱生成を行う熱源設備単体の高効率化という形で進められてきた。しかし、冷温熱を利用する側である空調設備を外気冷房機能を有するものにする一方で、そもそも空調に必要となる冷温熱の総量（絶対量）を低減させ、これまで以上のエネルギー消費量削減を実現できる。</p> <p>外気冷房機能を有する空調設備は、冷涼な外気を活用することにより、中間期・冬期に熱源自体を停止することができる。この導入が進めば、年間を通した建物の熱源エネルギー消費量を40%削減することも可能である。</p> <p>同設備の導入が促進されることは、地球温暖化対策の観点から実現が急務となっている民生部門における省エネに貢献すると期待される。</p>	建築物省エネ法第35条、同施行令第3条 H28.2.1 国土交通省告示第272号
5-(14)	CO2の海洋地下への貯留（炭素隔離）が認められるCO2回収手法の拡大	アミン吸収法以外の各種手法を用いて分離・回収した二酸化炭素についても、海洋地下への貯留を認めるべきである。	<p>CO2回収・貯留（CCS）は、長期的な地球温暖化対策として期待されており、国内でも、苫小牧沖にて、年間十万吨規模ながら貯留実証試験が行われている。</p> <p>CCSの実施において、海底地下は有望なCO2貯留場所となるが、法令上廃棄物とみなされるCO2を海底下廃棄するにあたっては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（海防法）ならびに関係法令への適合が必要となる。現状、海防法施行令第11条の5の規定により、海底下廃棄を認められる「特定二酸化炭素ガス」は、アミン吸収法により回収されたCO2に限定されている。</p> <p>昨今、CO2回収技術の進展により、アミン系溶剤以外のものを利用したCO2回収や、酸素燃焼法によるCO2回収のデータなどが発表されている。2015年度の経済産業省委託調査（二酸化炭素回収・貯留に係る技術動向等調査）の報告書においても、複数の回収手法が既に実証段階に至っていると報告されている。</p> <p>2007年の海防法施行令改正にあたってのパブリックコメント募集時、環境省は、「今回の特定二酸化炭素ガスに係る判定基準の設定においては、今後、我が国において採用される見込みのあるアミン吸収法による分離・回収技術を前提として設定されたものであることから、他の分離・回収技術が実用レベルで採用されることが見込まれる状況となった場合、あるいは既に適用されている技術であっても見直しが必要と判断された場合には、当該分離・回収技術に関する二酸化炭素の濃度に関する判定基準について、その時点での最新の科学的知見に基づき、エネルギー効率等を考慮した最も合理的に達成できる値に設定あるいは変更することについて検討します」との考え方を示していた。</p> <p>よって、各種手法により回収されたガスの分析データを踏まえ、海洋環境影響のおそれとエネルギー効率等の両面を勘案しつつ、アミン吸収法以外の手法で回収されたCO2についても、海底下廃棄を認可すべきである。</p> <p>そのうえで、中長期的には、回収手法を問わず、貯留するCO2の性状（CO2および各不純物の濃度等）のみに基づいて「特定二酸化炭素ガス」を定義する方向で、検討を進めるべきである。</p> <p>アミン吸収法以外の各種手法もCCSに利用可能となることによって、今後、CO2分離・回収の実証等の機運が高まることが期待される。また、CCSのコストダウンを実現し、競争力を高めることができる。</p> <p>CO2分離・回収技術が発展、普及すれば、将来の地球温暖化抑制に大きく貢献できる。</p>	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年六月二十二日政令第百一号） 第十一条の五
5-(15)	発電事業登録・特定送配電事業登録における登録プロセスの簡略化・効率化	発電事業登録・特定送配電事業登録プロセスにおいて、一連のプロセスをより簡略化・効率化すべきである。具体的には、登録窓口を経済産業省（本省もしくは地方経済産業局、以下、「経産省」という）あるいは電力広域的運営推進機関（以下、「OCCTO」という）のどちらかに一本化したうえで、登録手続書類を減らすことで、登録プロセスを効率化すべきである。	<p>現状、特定送配電事業・発電事業登録を申請する場合、以下の4段階のプロセスを経る必要がある。手続きの書類が多い上に、各書類の提出先窓口が異なることにより、効率的に登録プロセスを進めることができてない。</p> <p>&lt;登録プロセス&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. OCCTOへの加入申込</li> <li>2. 経産省への事業届出</li> <li>3. OCCTOへの通知</li> <li>4. 経産省への加入届出</li> </ol> <p>実際、「登録の際にOCCTOから経産省の受領印付き事業届出書の提出依頼を受けたため、経産省側に問い合わせたところ、提出が不要となった」といった、両窓口間の連携不足を示す事例もある。</p> <p>現状のプロセスは過度に煩雑となっており、新規に参入する事業者にとって過大な事務負担が課されているため、手続きを合理化していただきたい。具体的には、経産省とOCCTOとの間で必要な情報を共有することを前提に登録窓口をいずれかに一本化するべきである。手続書類についても、記載内容の重複を省くとともに、可能な限り1度にまとめて書類を提出できるように簡素化していただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、市場に参入する事業者の事務負担が減り、自由化した電力事業の健全な発展に資する。</p>	電気事業法 第27条の13第1項、第27条の27第1項

5-(16)	自己託送における供給力確保要件の見直し	<p>現在、A社が発電した電気を、A社の子会社であるB社が有償で供給した電気と併せて、自己託送により、A社の拠点A'に供給する場合には、特定供給の許可が必要となるため、A社はA'の需要の50%以上の自己電源を確保する必要がある。この確保要件を伴わないよう、特定供給の許可を求めている自己託送の範囲を見直すべきである。例えば、会社法上の親会社関係にある場合等、事実上同一の意思決定主体だとみなせる場合には、「子会社が発電し有償で供給した電気を、親会社が自ら発電した電気と併せて自社拠点に自己託送で供給する場合」も、自家発自家消費に該当するものとみなし、特定供給の許可を不要としていただきたい。</p>	<p>現状では、自己託送制度を活用し、自社の他拠点もしくは密接な関係にある社の拠点に電気を供給する場合であっても、自社子会社が発電し、有償で引き渡された電気と併せて供給を行う場合には、特定供給の許可が必要となる。特定供給の許可を得るためには、供給先の需要の50%以上を賄うだけの自己電源を確保することが求められている。一方で、昨今、事業遂行の観点等からホールディングス制の採用をはじめとする分社化の動きが進んできており、事実上1つの意思決定主体であっても、法人格が複数あるケースが多く存在している。</p> <p>電力需要のピークは、特に業務部門等にあつては、夏季などに一時的に発生するものである。2014年に特定供給における自己電源の範囲が拡大され、契約により確保した電源を自己電源として扱うことが可能になったとはいえ、一時的なピークを基準として自己電源の容量を確保すると、需要の実態に見合わないにも関わらず、コストを増加させることになる。そこで、例えば会社法上の親会社関係にある場合等、事実上同一の意思決定主体だとみなせる場合には、「子会社が発電し有償で供給した電気を、親会社が自ら発電した電気と併せて自社拠点に自己託送で供給する場合」も、自家発自家消費に該当するものとみなし、特定供給の許可を不要としていただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、より柔軟な自社電源活用の実現により、省エネやピークカット、非常時の電源確保等がもたらされるものと考えている。</p>	電気事業法第27条の31
5-(17)	熱・電供給事業に係わる特定供給に関する規制緩和	<p>熱と電力の供給を一体で行う熱供給事業者とその需要家とが需給契約を締結している場合においては、当該契約を電気事業法上の特定供給の許可要件である「密接な関係」と認めるべきである。</p>	<p>&lt;規制の現状&gt;          特定供給については、電気事業法・電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、「密接な関係」が求められる。許可要件が厳格であり、電力供給先が限定されるため、熱供給事業において熱と電力の一体供給が進んでいないのが現状である。現在、熱と電気の一体システムの導入事例は、熱供給事業と特定電気事業を並行して展開する一部の事例に留まっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;          省エネ・省CO2の要請が強まる中、熱と電気を無駄なく利用することで高い総合エネルギー効率を実現するコージェネを大規模に導入し、スマートシティ化を進める機運が高まっている。また、東日本大震災を経験したわが国は、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続を可能とする、災害に強い都市づくりを世界にアピールしていくべきだと考えられる。電力需給対策や防災対策の観点からも、分散電源であるコージェネの導入促進は有効である。</p> <p>コージェネを用いた熱電併給システムの導入にあたって、熱供給事業者が別途電気供給のための許可を受ける必要があることは、スマートシティ化を推進するうえでの障害となっている。需要者保護の観点から規制されている需要者との関係性（「密接な関係を有する」）については、熱供給事業の需給関係が保障されていれば、別途組合を設立するまでもなく、安定的な電力の需給関係は十分に確保されるといえる。そのため、熱と併せて電力を供給する契約が締結されている場合においては、その契約を電気事業法上の「密接な関係」と認め、特定供給の許可を容易に取得できるようにしていただきたい。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;          熱供給事業者が需要家の要望に応じ、熱と電力を合わせて供給することができるようになる。これにより、都市開発に合わせたCGS等の自立型電源とエネルギーの面的ネットワークの整備が容易となり、防災性や環境性を兼ね備えた街区構築に貢献できるようになる。</p>	電気事業法 第27条の31第3項第一号 電気事業法施行規則第45条の24
5-(18)	主任技術者の外部委託承認制度における換算係数緩和	<p>現在、換算係数の算定において、小規模高圧需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る換算値（2点相当）を控除することとされている。小規模高圧需要設備に限定せず、この2点を現状の33点に組み入れ換算係数の上限を35点に引き上げるべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状          自家用電気工作物の保安管理業務を受託する際、事業者は、換算係数が33点に達するまで、業務を受託できる。換算係数を算出する際、小規模高圧需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る換算値を控除することとされている。</p> <p>(b) 要望理由          小規模高圧設備について控除されている換算係数2点を、小規模高圧需要設備に限定せず、従来の換算係数の上限33点に加算し、上限を35点に緩和しても、主任技術者の業務が著しく増える事は無いと想定される。換算係数が33点とされた当初に比べ、点検機器の技術的進歩や点検設備の安全性向上が見られることもあり、換算係数の上限を35点としても、従来と変わらない点検品質が保たれるものと考えている。仮に保安上の観点から全ての設備の受託が対象となる換算係数の引き上げが難しいとしても、例えば、現在小規模高圧設備のみを対象としている2点分を、一定程度の規模の高圧需要設備にまで広げることが可能と考えられる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果          業務に余裕があり担当物件を増やしたいと思っても換算係数の規制により追加的に保安業務を受託することのできない主任技術者が、小規模高圧需要設備に限定せず、換算係数2点分の設備を新たに受託することが出来る。また、主任技術者が不足している地域においては、新たに換算係数2点分の設備を受託できることで、主任技術者不足の改善にもつながる。</p>	電気事業法施工規則第52条の2第一号二及び第二号ハ 電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示

5-(19)	換算係数の区分の見直し（簡易受電設備の換算係数引き下げ）	簡易受電設備については、CB型受電設備に比べて点検が容易で信頼性も高いことに鑑みて、現在0.8とされている換算係数を、例えば0.6程度まで、引き下げるべきである。	<p>平成15年経済産業省告示第249号（平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示）第1条第2項において、設備容量300kVA以下・キュービクル式・PF-S型の3条件を満たす簡易受電設備については、保安管理業務を受託する者の実務経験要件を1年減らすことができるとされている。</p> <p>一方で、保安管理業務受託件数の上限を定める換算係数については、簡易受電設備も、CB型受電設備等のより複雑な構造を持つ設備と同等の規制を受けている。具体的には、現在の換算係数は、150kVA以上350kVA未満の需要設備について0.8と定められており、概ね300kVAを境に住み分けがなされている簡易受電設備とCB型受電設備を区別していない。</p> <p>告示第1条第2項に規定される簡易受電設備は、設備機器類や構造が極めて単純であるため、測定点検の難易度・作業工程数がCB型受電設備に比べて明らかに小さい。また安価な機器が多く、交換頻度も高いため、設備の信頼性も高いと評価できる。したがって、簡易受電設備の換算係数を、例えば0.6程度に引き下げ、受託可能件数を緩和しても、大きな問題は生じないものと考えられる。</p> <p>本規制緩和により保安管理業務受託の幅が広がれば、慢性的な外部委託の主任技術者不足の解消が期待できる</p>	電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示
5-(20)	LNGローリー車への充てん量の上限引上げ	<p>LNGローリー車への充てん量は高圧ガス保安法の容器保安規則第22条の「液化ガスの質量の計算の方法」に基づき、最大でもLNGタンク内容積の90%までと規制されている。</p> <p>一方で、同じLNGを輸送するLNG船の最大積付制限率は98%（基準温度（想定される最高温度）の比重と積載温度の比重の関係によって変化）であり、海外におけるローリー車の積付け比率の一例は97%となっている。こうした実態を踏まえ、現状の規制値の90%を、例えば95%程度まで上方修正することを視野に、検討を行うべきである。</p>	<p>&lt;規制の現状&gt; 高圧ガス保安法容器保安規則第22条（液化ガスの質量の計算の方法）の算式：<math>G=V/C</math>中のC（充てん定数）の求め方が「低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位：キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数（以下、省略）」と定められている。これは、最大で容器容積の90%までLNGを充てんしてよいことと同義である。この規定に基づいて、LNGローリー車への充てん量については、内容積の90%が上限となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 充てん量や積付量を制限している他の法規においては、LNGを輸送しているLNG船は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第234条で積付制限率は98%と規定されている。海外事例を挙げると、オイルメジャーであるShellにおけるローリー車の積付制限率は97%（液温上昇における液膨張を考慮）となっている。</p> <p>LNGローリー車のLNGタンク（容器）は真空2重殻断熱構造で断熱性能が非常に高い。加えて、長距離の輸送は内航船等により行うので、ローリー車は充てん後最長でも24時間以内に客先への配送・荷卸しを行っている。そのため、液膨張の主要因となる液温上昇幅は抑えられている。</p> <p>よって、LNGローリー車においても現状の内容積の90%を上限とするのではなく、十分な検討を経て、例えば95%とすることは十分可能であると想定される。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; ①輸送効率の改善 例えば、充てん量の制限を90%から95%とすると、1台当たりの輸送量は5%上昇し、単位あたりの輸送効率が改善される。これによりコストが削減できるのみならず、運輸部門におけるエネルギー消費の削減にも資する。</p> <p>②輸送台数の低減によるLNG受入作業負担の低減 1台当たりの輸送量が多くなることでLNGローリー車の配車台数が減ることが想定される。配車台数が減ることで、LNGサテライト設備を有する工場などのLNG受入作業回数が減ることになるため、当該作業負担を低減することができる。</p> <p>（コスト削減効果） ローリー車によるLNG輸送を行っている国内のガス会社、電力会社等の事業者が、輸送コスト及び輸送台数の低減によるLNGローリー輸送に関わるコストを低減させることができる。削減額としては数億円程度と期待される。</p>	高圧ガス保安法容器保安規則第22条（液化ガスの質量の計算の方法）
5-(21)	低稼働のボイラーにおける検査証の有効期間延長	労働安全衛生法に基づくボイラーの性能検査においても、発電用ボイラーの定期事業者検査と同様に、低稼働のボイラーについては検査の繰り延べを可能とすべきである。	<p>電気事業法の適用を受けるボイラー（経済産業省所管）には定期事業者検査が課されているが、前回検査後の運転時間と起動回数の2点について、設定された時間と回数を下回る場合、すなわちボイラーが低稼働の場合は、検査の時期を延長でき、かつ延長を繰り返すことができる。</p> <p>一方で、労働安全衛生法上の「特定機械等」に該当するボイラー（厚生労働省所管）は、使用にあたり、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づいて、原則1年ごとに性能検査を受け、検査証を更新することが必要である。検査証の有効期間を延長して連続で運転したい場合は、「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度」に基づいて申請が可能ではあるが、寿命評価等、多くの条件を満たす必要がある。</p> <p>現状、低稼働による検査繰り延べを認めている発電用ボイラーにおいて特段の問題が発生していないことから、労働安全衛生法の規制を受けるボイラーについて、同様に低稼働の場合の検査繰り延べを認めたとしても、直ちに安全性が大きく低下することはないと考えられる。</p> <p>本要望が実現すれば、低稼働ボイラーを有する事業所では、性能検査にかかる担当者の事務作業とそのコスト、及び検査にかかる費用そのものも大幅に削減することができる。</p>	労働安全衛生法 第41条ボイラー及び圧力容器安全規則 第38条「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準及び申請方法等について」1. (1) ④

5-(22)	市街化調整区域における給油所出店規制の運用改善	<p>都市計画法第34条第九号および同法施行令第29条の7（以下、関係法令）に基づく市街化調整区域への給油所の出店に際して、同法の運用を担う地方自治体が、実態に即さない過小な敷地面積上限規制を設定しているために、給油所出店が不可能となる場合がある。</p> <p>開発許可運用指針の改定等により、関係法令の目的に合致しない一律の面積上限規制が行われないよう、地方自治体に対して周知すべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状</p> <p>市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第34条各号の基準に該当する場合に限定される。給油所（SS）の出店については、同条第九号および同法施行令第29条の7により、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所等に該当すると許可者（都道府県知事等）が判断した場合に、開発（出店）が認められる。これら関係法令の運用を担う地方自治体は、一般的に、国の開発許可運用指針等に基づき第34条各号の具体的な判断基準を定めている。</p> <p>地方自治体は、市街化調整区域における開発行為について、独自に開発面積の上限規制を設定している場合がある。一部自治体においては、開発上限面積が、最近のセルフサービスSSに一般的に求められる面積に比べて小さく設定されており、実質的に市街化調整区域へのSSの出店が認められない事例がある。</p> <p>(b) 要望理由</p> <p>法第34条第九号による市街化調整区域へのSSの出店は、同法施行令第29条の7が定める「道路の円滑な交通を確保する」という目的および「適切な位置に設けられる」という基準への適合を前提に、各都市の特性を踏まえ、都市政策の観点から判断されるべきものである。敷地面積上限規制をもって一律にSSの出店可否を判断することは、却ってSSの集約やリプレースを妨げるおそれがあり、結果として都市インフラの無秩序な拡散や老朽化を招きかねず、法の趣旨に合致しない。</p> <p>そのため、開発許可運用指針の改定等により、地方自治体の実態に即さない一律の面積上限規制を行わないよう、周知していただきたい。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果</p> <p>SSの出店が円滑化することにより、法第34条第九号及び関係法令の目指す道路の円滑な交通の確保の実現に加え、リプレースや集約化を通じたSSの老朽対策、周辺地域の燃料供給インフラ維持等の効果が期待できる。</p>	都市計画法第34条第九号 都市計画法施行令第29条の7
--------	-------------------------	---	---	--------------------------------